



令和2年4月7日

宍粟市新型コロナウイルス感染症対策本部

(令和3年1月13日改定)

※下線太字は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症に係る宍粟市対処方針

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令され、兵庫県の対策方針が示されたことから、宍粟市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、これまで以上に国県等と連携・協力し、感染拡大防止や市民生活、経済活動の安定に向けた措置を実施してきた。

令和2年5月21日、兵庫県は緊急事態宣言が解除されたが、引き続き感染防止対策を行う必要があることから、以下の措置を実施する。

今後、感染拡大防止と経済活動の回復を目指して、兵庫の新たな生活スタイル「ひょうごスタイル」を県と共に推進し、感染状況及び、国の「基本的対処方針」や「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、措置の見直しを行う。

I. 区域 宍粟市全域

II. 期間

- ・ 緊急事態措置期間 令和2年4月7日～令和2年5月22日
- ・ 今後の対処方針実施期間 令和2年5月23日～緊急事態措置実施区域に追加された日
- ・ 緊急事態措置期間 緊急事態措置実施区域に追加された日の翌日～令和3年2月7日

III. 措置

1. 医療体制

(1) 医療体制の確保

- ・ 市内感染時への対応として市医師会及び公立宍粟総合病院、市が発熱外来の設置に向けた調整を行い、検査・診療体制の確保を図った。
- ・ 医療体制維持や感染拡大防止のため、民間医療機関に市が備蓄するマスク13,000枚を令和2年2月28日から令和2年4月14日の間に提供した。

(2) マスク・防護服等の確保

- ・ 障害者手帳所持者で、重症化しやすいとされる内部障害(心臓、呼吸器、肝臓、腎臓など)の基礎疾患がある方を対象に、市が備蓄するマスク23,000枚を令和2年4月30日、令和2年5月1日に配布した。
- ・ 妊婦、1歳未満の子どもがいる世帯や難病者へ令和2年5月19日から22日の間に配布した。また、3歳児(平成29年4月1日生まれ以前)から中学生の子どもたちへも配布

を行った。

- ・ その他疾患等によりマスクが必要な方への配布について検討し、随時実施する。
- ・ 備蓄用マスクを20万枚確保した。これにより6月末までの市内医療機関及び障害者福祉施設等へのマスクは確保できたが、今後の状況によりさらに確保するよう努める。
- ・ 防護服等については、備蓄用20枚、総合病院10枚に合わせ、感染者の発生及び、発熱外来等を想定し、防護服1,000枚、フェイスシールド1,000枚を確保した。
- ・ 非常用として、ポケットカッパ760枚の確保をしている。

(3) 感染者受け入れ市職員への支援

- ・ 感染者等への対応業務に従事した病院等の職員に対する特殊勤務手当の増額
- ・ 感染病棟等その他これに準ずる区域において感染症の患者の診察又は看護業務の補助に従事した職員に対する特殊勤務手当を新設
- ・ 感染病棟等その他これに準ずる区域において感染症の患者の看護に従事した看護師に対する特殊勤務手当を新設

(4) 宍粟総合病院内における感染防止対策

- ・ 入院患者のオンライン面会や従事者間のオンライン会議ができる環境を整備する。
- ・ 病院入口での発熱トリアージの実施や臨時検査所の設置
- ・ 院内感染防止の観点から、入院患者の外出や外泊の制限、入院患者への面会を禁止する。

(5) 県の対処方針に基づき、感染症対策に対応した医療・介護等従事職員に対し、慰労金を支給する。(事業内容は、県対処方針による。なお、民間施設等においては、直接兵庫県への申請となる。)

2. 学校等

- 感染防止及び暑さ対策のための学校施設、こども園への空調設備を拡充する。
- 緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。
- 緊急事態宣言が発令されている期間(令和3年2月7日まで)は、県外における活動(修学旅行を含む)を行わない。
- 児童生徒、教職員に対して20時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。

(1) 小中学校

- ・ 令和2年5月25日から29日の間に2日の登校可能日を設定する。
- ・ 令和2年6月1日から通常授業を再開し、給食の提供を始める。ただし、令和2年6月1日及び2日は給食後下校する。
- ・ 部活動は十分な感染防止対策を実施したうえで、実施の場所は、原則、学校及びその周辺とする。また、活動時間は、「しそあの部活動生き活きプラン」に基づき、平日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する。

- ・ 令和3年2月7日までの間、(兵庫県に緊急事態宣言が発令されている期間)は、大会(※を除く)、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る。

- ・
- ・ 学校施設の利用貸出は令和2年6月15日以降再開する。ただし、施設使用後は使用責任者において消毒をおこなうこと。
- ・ 夏休みは令和2年8月8日から8月16日までとする。
- ・ 緊急事態宣言が継続し、臨時休業を解除することはできない中、オンライン等を活用した学習支援を行った。
- ・ 家庭学習を促進する学習支援ツールソフトを導入した。
- ・ 小中学校ホームページを改修し家庭学習を支援した。
- ・ 感染防止対策
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22 Ver.1)に基づき感染症対策を実施する。
- ・ 各学校へ感染症拡大防止のためマスク2,000枚を令和2年4月7日に提供した。
- ・ 修学旅行がキャンセルとなった場合に保護者の負担を軽減するための支援を行う。

(2) 幼稚園

- ・ 令和2年6月1日から感染防止対策を実施した上で再開する。(令和2年6月1日始業式・令和2年6月2日入園式)

(3) 認定こども園(幼稚園部)

- ・ 令和2年6月1日から感染防止対策を実施した上で再開する。(令和2年6月1日始業式・令和2年6月2日入園式)

3. 社会教育施設等

- 兵庫県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、20時までの営業時間の短縮など感染防止対策を実施したうえで開館する
- 催物の開催制限(屋内、屋外ともに5,000人以下。人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の50%以内)ただし、適用日(緊急事態措置を実施すべき区域に追加後、最大4日間の周知期間を経てその翌日)以前に販売している公演については対象外とし、50%以上の収容率でも開催可
- 20時までの開館時間短縮 ただし、適用日以前に販売している公演については対象外とし、20時以降の終演でも可

(1) 図書館・室

- ・ 令和2年5月19日(火)から市民利用に限定し開館。
- ・ 令和2年6月1日(月)から感染防止対策を実施した上で通常開館する。
- ・ 兵庫県新型コロナ追跡システム QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

(2)生涯学習センター等

- ・ 令和2年5月26日(火)から市民利用に限定し開館する。
- ・ 利用者名簿の提出を求める。(氏名・連絡先)
- ・ 演者と観客との一定の距離の確保(最低2m)
- ・ 令和2年6月1日(月)から感染防止対策を実施した上で通常どおり開館する。ただし、学遊館の宿泊利用は令和2年6月16日(火)からとする。
- ・ **学遊館の宿泊利用については、緊急事態措置実施区域に追加された日の翌日から令和3年2月7日までは中止する。**
- ・ 兵庫県新型コロナ追跡システム QR コードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

(3)山崎文化会館

- ・ 令和2年5月26日(火)から市民利用に制限し開館する。
- ・ 令和2年6月2日(火)から感染防止対策を実施した上で通常どおり開館する。ただし、利用人数は収容定員の半分以下の参加人数とする。(令和2年6月19日から)
- ・ 令和2年9月19日(土)から感染防止対策を実施した上で通常どおり開館する。ただし、利用人数は催物(イベント等)の制限に準ずる。(令和2年2月28日まで)
- ・ 利用者名簿の提出を求める。(氏名・連絡先)
- ・ 演者と観客との一定の距離の確保(最低2m)
- ・ 兵庫県新型コロナ追跡システム QR コードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

(4) その他社会教育施設

- ・ 歴史資料館、たたらの里学習館、家原遺跡公園、波賀城史蹟公園については令和2年5月19日から感染防止対策を実施した上で開館
- ・ 兵庫県新型コロナ追跡システム QR コードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

4. 社会スポーツ施設

- ・ 兵庫県新型コロナ追跡システム QR コードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等
- ・ **20時までの開館時間短縮とする。**

(1) 屋内施設

休館・休業を解除し、感染防止対策を整え、令和2年5月27日以降、順次、開館する。ただし、高校生以下の部活動、合同練習及び大会等の利用については、所管する県・市・町・組合の対応方針等により使用を許可する。

○ 感染防止対策

- ・ 来館者多数の場合の入場制限(利用団体の制限・時間制限等)
- ・ 発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・ 発熱チェック
- ・ マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・ 密閉・密集・密接状態の回避(換気など)

- ・ 利用者名簿の提出を求める。(氏名・連絡先)

(2) 屋外施設

休館・休業を解除し、感染防止対策を整え、開館する。ただし、高校生以下の部活動、合同練習及び大会等の利用については、所管する県・市・町・組合の対応方針等により使用を許可する。

○ 感染防止対策

- ・ 来館者多数の場合の入場制限(利用団体の制限・時間制限等)
- ・ 発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・ 発熱チェック
- ・ マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・ 密閉・密集・密接状態の回避
- ・ 利用者名簿の提出を求める。(氏名・連絡先)

5. 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

- ・ 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、県の対処方針に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請する。
- ・ 面会者からの感染を防ぐため、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底した上での面会の実施及びオンライン面会等を活用し、直接対面を避けることを要請する。
- ・ 市内各福祉施設へ感染拡大防止のため市が備蓄するマスク 48,000 枚を令和 2 年 2 月 28 日から令和 2 年 4 月 16 日の間に提供した。
- ・ 県の対処方針に基づき、感染症対策に対応した医療・介護等従事職員に対し、慰労金を支給する。(事業内容は、県対処方針による。なお、民間施設等においては、直接兵庫県への申請となる。)(再掲)
- ・ 介護施設等において、感染が疑われる方が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄を介護施設等が実施した経費を支援する。

(2) 保育所、認定こども園(保育園部)、学童保育所等

- ・ 令和 2 年 5 月 31 日まで希望保育を継続する。
- ・ 令和 2 年 6 月 1 日から感染防止対策を実施した上で通常保育とする。
- ・ 市内各施設へ感染拡大防止のためマスク 15,000 枚を令和 2 年 4 月 3 日、14 日に提供した。
- ・ 市内の各施設へ感染防止対策を継続的に実施するための経費を支援する。(1カ所上限 50 万円)
- ・ 県の対処方針に基づき、感染防止対策を徹底するとともに、民間施設には同様の感染防止対策の徹底を要請する。

6. 公園等

- ・ 都市公園等の利用制限を解除する。ただし、感染防止対策を行うこと。

7. 外出自粛要請

- ・ 不要不急の外出を自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出を自粛すること。
※緊急事態措置実施区域に追加された日の翌日から令和3年2月7日までは、法第45条第1項による。
- ・ 首都圏(1都3県)など、感染拡大地域への不要不急の往来を自粛すること。
- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策(検温、換気、人数制限、連絡先登録など)がされていないイベント等への参加を自粛すること。
- ・ 初詣、成人式などの行事の前後、リスクの高い施設への出入りなど、行動に注意すること。
- ・ 毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合は、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等と相談すること。
- ・ 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること。
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・ 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進
3密(密閉・密集・密接)の回避、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等。特に、近距離での会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること。
- ・ 感染防止対策ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない県内外の感染リスクの高い施設(特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等)の利用を自粛すること。
- ・ 発熱等の症状がある場合は、外出を控えること。
- ・ 発熱等の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること。かかりつけ医が無い時は「発熱等受診・相談センター(龍野健康福祉事務所)や、「新型コロナ健康相談コールセンター」へ相談すること。
- ・ 発熱が続くほか、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、帰国者・接触者相談センター(龍野健康福祉事務所)へ相談すること。
特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談をすること。
- ・ 感染防止対策ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること。
- ・ リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意すること。
- ・ 大声での会話、回し飲みを避けること。
- ・ 飲食店を利用する場合には、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようにすること。
- ・ 店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある

る時等に迅速に利用者に注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を要請する。

- ・ 新型コロナウイルスの感染者と接触した可能性を通知してくれるアプリ「COCOA(ココア)」の利用を要請する。
- ・ 特に医療機関関係者、社会福祉施設の職員に対し、飲食店を利用する場合は「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること及び「COCOA」への登録を要請すること。
- ・ 冬期を迎え暖房を使用する場合でも、定期的な換気や適度な保湿を行うこと。

8. イベントの開催自粛要請

(1) 催物(イベント等)の制限

- ・ 市主催、共催のイベント、講演会は、延期または中止する。ただし延期または中止できない会議等については、感染防止対策(マスクの着用、換気の徹底、自己の体調管理等)を徹底したうえで実施する。
- ・ 団体等が行うイベント、講演会は、延期または中止するよう要請する。ただし延期または中止できない会議等については、感染防止対策(マスクの着用、換気の徹底、自己の体調管理等)を徹底したうえで実施するよう要請する。
- ・ 団体等が行うイベントや講演会において、感染防止対策用品の非接触型体温計や仕切り板などの貸し出しを行う。
- ・ 兵庫県新型コロナ追跡システム QR コードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等
- ・ 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- ・ イベント参加者が 5,000 人以下であっても、1,000 人を超えるようなイベントを開催する場合には、必ず開催要件等について兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(078-362-9833)へ事前に相談するよう要請する。
- ・ 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔(1m)を設けることを要請
- ・ 地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。

<開催の目安>

(令和2年7月10日

- ～令和2年9月18日まで)
- ・ 屋内:5,000人以下、かつ収容定数の半分以下の参加人数
 - ・ 屋外:5,000人以下、かつ人との距離を十分に確保(2m程度)
 - ・ 自治会等の会議は、マスクの着用、人と人の間の十分な距離の確保、換気の徹底など感染防止策を行うよう要請する。

(令和2年9月19日～緊急事態措置実施区域に追加された日)

区分	収容率	人数上限
----	-----	------

大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	100%以内 (*1)	①収容人数10,000 人超 → 収容人数の50%
大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、 公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	50%以内 (*2)	② 収 容 人 数 10,000 人 以 下 → 5,000 人

(注1) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

(注2) その他開催制限の緩和条件など、11/12 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「来年2月末までの催物開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に留意

*1 席がない場合は適切な間隔を確保

*2 席がない場合は十分な間隔(1m)を確保

【緊急事態措置実施区域に追加された日の翌日～令和3年2月7日】

- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。
<開催の目安> ・屋内:5,000 人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
・屋外:5,000 人以下、かつ人との距離を十分確保
- イベント参加者が 5,000 人以下であっても 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(078-362-9833)との事前相談をするよう要請する。
※ただし、チケット販売済み分には適用しない。

9. 市民生活・事業活動等への支援等

(1) 企業等の事業継続支援(市執行分)

① 社会インフラ維持のためのマスク配布

- ・ 市民生活の基盤ともなる社会的インフラの維持のため、商工会を通じて、マスク 20,000 枚令和2年4月14日に提供した。
- ・ ごみ収集運搬事業者、し尿収集運搬事業者及び火葬関係事業者に市が備蓄するマスク 5,000 枚を5月中旬に提供した。
- ・ ごみ収集運搬事業者、し尿収集運搬事業者及び火葬関係事業者に対し、感染防止策を講じるよう周知する。

② 新型コロナウイルス関連融資信用保証料助成

- ・ 兵庫県信用保証協会が行う債務の保証により融資を受ける方が負担する信用保証料の一部を助成する。(上限 110 万円)

③ 事業者への水道基本料金の支援(免除することによる支援)

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入が減少した事業者に対して水道基本料金を支援する。

対象者: 国の持続化給付金事業、兵庫県の休業要請事業者経営継続事業及び宍粟市事業継続応援給付金の給付決定を受けた市内事業者(※市営水道使用者)

対象期間: 令和2年6月～11月請求分(6か月間)

④ 宍粟市事業継続応援給付金

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大等により、大きな影響を受ける事業者のうち、国の持続化給付金が支給されない事業者に対して給付金を支給する。

対象者: 売上が前年同月比25%以上50%未満減少している事業者(給付額: 10万円)

⑤ テイクアウト応援事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大、外出抑制により、大きな影響を受けている市内の飲食店等が、テイクアウト、デリバリーによって弁当等を販売することに対して、販売促進のため、200円割引をするための助成を行う。(1店舗250食分)

対象者: ・テイクアウト、デリバリー事業を実施している(する)飲食店等で宍粟市商工会が実施する「テイクアウト等応援事業」に参加する者。(上限5万円)

⑥ プレミアム商品券事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大、外出抑制による消費の落ち込みを回復するため、期間限定のプレミアム付商品券の発行を支援する。

使用期限は令和3年2月28日まで延長する

⑦ 地域応援グルメ券事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大、外出抑制により特に消費の落ち込みの大きい飲食業、宿泊業について、期間限定のプレミアム付商品券の発行に加え、地域応援グルメ券の発行を支援する。

使用期限は令和3年2月28日まで延長する

⑧ 感染防止対策設備整備補助事業

- ・ 接触感染や飛沫感染の拡大防止に係る経費に対して支援することで、観光客の安全を確保するとともに、市内観光産業の活性化を図る。

(飲食事業者)

対象者: 市内飲食事業者

対象経費: 感染拡大を予防する経費(上限10万円)

(宿泊事業者)

対象者: しろう森林王国観光協会が実施する「観光宿泊促進助成事業」に参加する事業者、ひょうご観光本部が実施する「宿泊施設における感染防止対策のための設備整備事業」の補助金交付決定を受けた事業者

対象経費:感染拡大を予防する経費(上限 30 万円)

⑨ 農産物等販売 IT 化支援事業

- ・ 市内農産物等の販路確保と規模拡大のため、インターネット販売に要する経費を支援する

対象者:市内の農産物の生産及び加工品の販売を行う方または団体

対象経費:機器等導入支援 1/2 以内(上限 20 万円)

出店支援 1/2 以内(上限 10 万円)

成分分析 加工品検査 1/2 以内(上限 10 万円) 農産品成分検査 1/2 以内(上限 5 万円)

⑩ 感染防止対策設備強化補助事業

- ・ 利用客が安心して飲食店を利用できる環境の整備を強化するために、接触感染や飛沫感染の拡大防止に係る経費に対し支援する。

対象者:市内の飲食事業者

対象経費:感染拡大防止するための経費(上限 10 万円)

(2) 市民生活への支援(市執行分)

① 「しそのこども生き活き応援金」の支給

- ・ 児童手当受給者(特例給付除く)に対し、児童一人あたり 20,000 円を 5 月下旬に給付する。

② 市営住宅の家賃減免・支払い猶予

- ・ 市営住宅の入居者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難になった方に対する家賃の減免、支払いの猶予を実施する。

③ 水道料金及び下水道使用料の支払い猶予

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が著しく減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難となった個人または法人に対し、最長1年間の支払いを猶予する。

④ 水道基本料金の減免による生活等の支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症による社会経済の影響を踏まえ、住民の生活支援策として水道基本料金を全額支援する。(令和2年7月～令和2年10月、4ヶ月間)

⑤ 要保護・準要保護世帯への食の安定支援

- ・ 小中学校の臨時休業により、学校給食が喫食できなくなった要保護準要保護世帯児童に対し、500円/日を支給する。(令和2年3月から当分の間)

⑥ 要保護・準要保護世帯へのオンライン通信費の支援

- ・ 小中学校の臨時休校中に係る学習時間不足を補うとともに、家庭学習習慣の崩れを防止するため整備した学習支援ツール(パソコン、タブレット、スマホ等)を活用し、年間を通して子どもたちの学びを保証できるよう、就学援助対象世帯に対し、家庭学習のためのオンライン通信費を支援する。

(準要保護世帯:上限 11,000 円(11 カ月)、要保護世帯:上限 10,000(10 カ月))

※要保護世帯は、臨時休業期間は別途支給

⑦ 住居確保給付金の拡充

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大等の状況から、収入減少により離職や廃業には至っていないが、住居を失う恐れが生じている人に対して、住居確保給付金を支給する。

⑧ 国民健康保険・後期高齢者医療保険 傷病手当金

- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染の疑いがある方が労務につけなくなった場合に傷病手当金を支給する。

⑨ 市税等の減免・支払猶予、医療保険料等の減免・支払猶予

- ・ 新型コロナウイルス感染症により、一定の要件を満たす方について、減免及び支払猶予を実施する。

【詳しくは、別冊新型コロナウイルス感染症対策緊急支援の内容】

⑩ 特別定額給付金の早期支給(一律 10 万円)

- ・ 特別定額給付金を速やかに支給する。
マイナンバーカードによるオンライン申請
受付令和 2 年 5 月 7 日～
支給令和 2 年 5 月 12 日～
郵便による申請用紙の配布(令和 2 年 5 月 21 日～)
受付令和 2 年 5 月 21 日～
支給令和 2 年 5 月 26 日～

⑪ 新生児特別定額給付金(新生児 1 人につき 10 万円)

- ・ 国の定額給付金の対象となっていない新生児(令和 2 年 4 月 28 日～令和 3 年 4 月 1 日までに生まれた)の保護者に給付する。
申請期間:令和 3 年 4 月 15 日まで

⑫ 芸術文化活動支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策方針により、収容人数等の制限により舞台芸術活動の再開や劇場等の運営に影響が及ぶことが懸念されることから、適切な感染防止策を講じながら舞台芸術活動を再開する取り組みを支援する。
対象者:山崎文化会館(ホール)を利用し芸術文化講演等を実施する団体に対して支援を行う。

- ⑬ ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付等:令和2年6月・再支給分:令和2年12月)
- ・ 子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援することを目的に、児童扶養手当受給者に対して給付金を支給する。(1世帯当たり5万円・第2子以降1人につき3万円、再支給分も同額)

(3) 観光振興

- ① 令和2年6月19日以後は、都道府県をまたぐ観光振興に取り組む。

② 感染防止対策設備整備補助事業(再掲)

- ・ 接触感染や飛沫感染の拡大防止に係る経費に対して支援することで、観光客の安全を確保するとともに、市内観光産業の活性化を図る。

(飲食事業者)

対象者:市内飲食事業者

対象経費:感染拡大を予防する経費(上限10万円)

(宿泊事業者)

対象者:しそ森林王国観光協会が実施する「観光宿泊促進助成事業」に参加する事業者、ひょうご観光本部が実施する「宿泊施設における感染防止対策のための設備整備事業」の補助金交付決定を受けた事業者

対象経費:感染拡大を予防する経費(上限30万円)

③ 観光旅行促進助成事業

- ・ 市内に観光等を目的として宿泊する者の宿泊費に対して助成し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の観光事業者の経営を支援する。

④ Go To Eat キャンペーン

○ 販売済みのプレミアム食事券の取り扱い

- ・ 既に販売済みのプレミアム付食事券については、飲食店及びプレミアム付食事券利用者に対し、飲食時の人数制限等の感染防止対策(下記a)～d)を改めて周知徹底
- a) 食事券・ポイントの利用は、原則として4人以下の単位での飲食とする。
- ・ 但し、家族での食事の場合は対象外
 - ・ また、乳幼児・子ども、高齢者や障がい者の介助者等、店舗での常識的な範囲での対応は制限しない。
- b) 事業参加飲食店は、利用客が4人以下の単位になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループでも利用客を物理的に分離。
- c) 事業参加飲食店は、利用客全体に4人以下の単位での飲食を呼びかけ、協力できない方には食事券・ポイントの利用を控えてもらう。また、この旨を店頭で周知
- d) 受託事業者は、人数制限についてHP等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券販売の際には、以下の方法により利用者から同意を取得

- ・ 対面販売時:食事券を購入することでこの要件に同意したことによる旨を周知
- ・ WEB申込:要件に同意する旨のチェックボックスを追加

10. 風評被害対策等

- ・ 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマに惑わされないよう、正しい情報に基づき行動し、今こそ相手を思いやる気持ちを大切にしよう周知する。

11. 庁内の対応等

(1) 勤務シフトによる出勤者の削減を実施した。(令和2年4月17日～令和2年5月31日)

- ・ 本庁、北庁舎勤務の正職員を対象とする。
- ・ 年休、夏季休暇の活用を推進する。

(2) 人との接触機会を減少させるため、行政職員に対して、年次有給休暇の週1回以上の積極的な取得を要請する。

(3) 20時以降の不要不急の外出自粛を踏まえ、早期退庁の取組を徹底する。

(4) 市民局などの空きスペースを活用したサテライトオフィスを検討する。

(5) 政策会議、事前調整会議を臨機応変に実施

(6) 来庁者、職員の感染防止対策を実施

- ・ 窓口に飛沫防止スクリーンを設置する。
- ・ 窓口対応職員はマスクを着用する。
- ・ 消毒液の確保などを行う。

(7) 庁舎建物ごとに兵庫県新型コロナ追跡システム QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ等行う。

(8) 市役所においてテレワークや分散勤務、また庁内会議等をオンラインで開催できる環境を構築する。

(9) 行政庁舎、公園トイレ、社会教育施設、社会体育施設、観光施設(市有)等の感染防止対策を実施する。

(10) 市庁舎や貸館施設での行事における感染症対策として、飛沫防止パネルやサーモグラフィカメラを導入する。

(11) その他各職場における感染防止策の徹底

12. その他

(1) 情報発信

- ・ 報道機関への情報提供を行う。
- ・ 住民への情報提供を行う。(公式サイト、SNS、しそくチャンネル、しーたん通信、広報紙ほか)

(2) 宍粟市支えあいの輪基金の創設

- ・ 市民に広く支えあいの寄付を募り、今後の新たな新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

(3) 災害時の避難所の感染症防止対策

- ・ 消毒液、体温計、仕切り等を確保する。
- ・ 自主防災組織の強化と共に、一時避難所について地域の協力をより一層促すため、感染症防止対策のための支援を行う。
- ・ 避難時における感染拡大を防止するため、学校体育館等の指定避難所の換気設備を整備する。

(4) 緊急時に常に対応できる常備消防体制を維持するため、市内消防署の仮眠室感染防止対策及び、救急車両へのオゾン除去システムを導入する。

(5) 火葬場における感染防止対策を行う。

(6) 公共交通の安全な運行を確保するため、公共バスの感染対策のための費用を支援する。

(7) 職員による飲食事業者への感染防止対策の啓発訪問を実施する。(令和2年11月25日～令和2年11月27日)

[改定年月日]

- (令和2年5月7日改定)
- (令和2年5月18日改定)
- (令和2年5月22日改定)
- (令和2年5月27日改定)
- (令和2年6月10日改定)
- (令和2年6月18日改定)
- (令和2年7月10日改定)
- (令和2年7月22日改定)
- (令和2年7月27日改定)
- (令和2年7月30日改定)
- (令和2年8月5日改定)
- (令和2年8月31日改定)
- (令和2年9月18日改定)
- (令和2年11月11日改定)
- (令和2年11月19日改定)
- (令和2年11月24日改定)
- (令和2年11月30日改定)
- (令和2年12月14日改定)
- (令和3年1月4日改定)